

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 特別の災害復旧事業についての補助(第三条)</p> <p>第三章 内閣府関係(第四条・第五条の二)</p> <p>第四章 総務省関係(第六条―第二十四条)</p> <p>第五章 財務省関係(第二十五条―第三十七条)</p> <p>第六章 文部科学省関係(第三十八条―第四十三条)</p> <p>第七章 厚生労働省関係(第四十四条―第五十五条)</p> <p>第八章 農林水産省関係(第六十六条―第二百二十七条)</p> <p>第九章 経済産業省関係(第二百二十八条―第三百三十四条)</p> <p>第十章 国土交通省関係(第三百三十五条―第三百三十八条)</p> <p>第十一章 環境省関係(第三百三十九条・第四百十条)</p> <p>第十二章 防衛省関係(第四百十一条・第四百十二条)</p> <p>第十三章 雑則(第四百四十三条)</p> <p>第三章 内閣府関係</p> <p>第四条・第五条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 特別の災害復旧事業についての補助(第三条)</p> <p>第三章 内閣府関係(第四条・第五条)</p> <p>第四章 総務省関係(第六条―第二十四条)</p> <p>第五章 財務省関係(第二十五条―第三十七条)</p> <p>第六章 文部科学省関係(第三十八条―第四十三条)</p> <p>第七章 厚生労働省関係(第四十四条―第五十五条)</p> <p>第八章 農林水産省関係(第六十六条―第二百二十七条)</p> <p>第九章 経済産業省関係(第二百二十八条―第三百三十四条)</p> <p>第十章 国土交通省関係(第三百三十五条―第三百三十八条)</p> <p>第十一章 環境省関係(第三百三十九条・第四百十条)</p> <p>第十二章 防衛省関係(第四百十一条・第四百十二条)</p> <p>第十三章 雑則(第四百四十三条)</p> <p>第三章 内閣府関係</p> <p>第四条・第五条 (略)</p>

(被災者生活再建支援金に係る補助の特例)

第五条の二 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第三条第

一項に規定する支援金であつて、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により同法第二条第二号に規定する被災世帯となつた世帯の世帯主に対するものに係る国の補助についての同法第十八条の規定の適用については、同条中「二分の一」とあるのは、「五分の四」とする。

2| 前項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

(新設)